第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号D′、G及びJ中「水資源開発公団法第30条第２項の規定」を「独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定により同法第26条第２項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第２項の規定」に改め、同号算式の符号K_n中「平成10年度」を「平成11年度」に、「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「$L_{10}=0.016$」を削り、「$L_{11}=0.041$」を「$L_{11}=0.016$」に、「$L_{19}=0.007$」を「$L_{19}=0.066$」に改め、同号算式の符号L_{20}の次に次のように加える。

			$L_{21}=0.005$

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号M_n中「平成10年度」を「平成11年度」に、「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「$N_{10}=0.016$」を削り、「$N_{18}=0.009$」を「$N_{18}=0.046$」に改め、同号算式の符号N_{20}の次に次のように加える。

			$N_{21}=0.007$

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号O_n中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「$P_{19}=0.007$」を「$P_{19}=0.066$」に改め、同号算式の符号P_{20}の次に次のように加える。

			$P_{21}=0.005$

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号Q_n中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「$R_{18}=0.009$」を「$R_{18}=0.046$」に改め、同号算式の符号R_{20}の次に次のように加える。

			$R_{21}=0.007$

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号S_n中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号中「$T_{11}=0.041$」を「$T_{11}=0.016$」に、「$T_{19}=0.007$」を「$T_{19}=0.066$」に改め、同号算式の符号T_{20}の次に次のように加える。

			$T_{21}=0.005$

第十二条第六項の表市町村の項第十五号算式の符号U_n中「同意又は」を削り、同号算式の符号中「$V_6=0.029$」を「$V_6=0.013$」に改め、同号算式の符号αの次に「第１号算式」を「第２号算式」に改め、同号算式の符号中「$X_{15}=0.027$」を「$X_{15}=0.026$」に改め、同号算式の符号X_{17}中「0.031」を「0.030」に改め、同号算式の符号X_{18}中「0.006」を「0.017」に、「0.005」を「0.030」に改め、同号算式の符号中「$Z_{13}=0.082$」を「$Z_{13}=0.081$」に改め、同号算式の符号Z_{17}中「0.027」を「0.026」に改め、同号算式の符号Z_{18}中「0.010」を「0.028」に、「0.009」を「0.050」に改め、同号算式の符号中「$AB_6=0.007$」を「$AB_6=0.002$」に、「$AB_{11}=0.030$」を「$AB_{11}=0.023$」に、「$AB_{12}=0.030$」を「$AB_{12}=0.029$」に改め、同号算式の符号中「$AD_6=0.029$」を「$AD_6=0.013$」に、「$AF_{15}=0.027$」を「$AF_{15}=0.026$」に改め、同号算式の符号AF_{17}中「0.031」を「0.030」に改め、同号算式の符号AF_{18}中「0.006」を「0.017」に、「0.005」を「0.030」に改め、同号算式の符号中「$AH_6=0.007$」を「$AH_6=0.002$」に、「$AH_{11}=0.031$」を「$AH_{11}=0.022$」に改め、同号算式の符号AJ_{17}中「0.027」を「0.026」に改め、同号算式の符号AJ_{18}中「0.010」を「0.028」に、「0.009」を「0.050」に改め、同号算式の符号AL_{20}中「0.006」を「0.005」に改め、同号算式の符号AL_{20}の次に次のように加える。

AL_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.005
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.005

AM_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額

AN_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.005
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.004

AO_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものに限る。）の額

AP_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.007

AQ_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AR_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.005
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.005

AS_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものに限る。）の額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AT_{21}	ア	平成21年度市場公募都市に係るもの	0.009
	イ	平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.008

第十二条第六項の表市町村の項第十六号算式を次のように改める。

算式

$$\frac{\sum_{n=5}^{13}(B_n\times C_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(D_n\times E_n)+\sum_{n=5}^{13}(F_n\times G_n)}{266{,}000}+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=20}^{21}(J_n\times K_n)+L_n\times M_n+N_n\times O_n$$

円×A